

～交通事故にあわれた方へ～

このリーフレットは、

- ・ 捜査や裁判が、どのように進み、犯人はどのような手続きで処罰されるのか。
- ・ 捜査のため、皆様にどのようなことをお願いすることになるのか。
- ・ 皆様が利用できる、保険や救済制度にはどのようなものがあるのか。

などについてお知らせし、わずかでも皆様の手助けになればとの思いから作成したものです。

分からないことやご心配など、遠慮なくご相談ください。

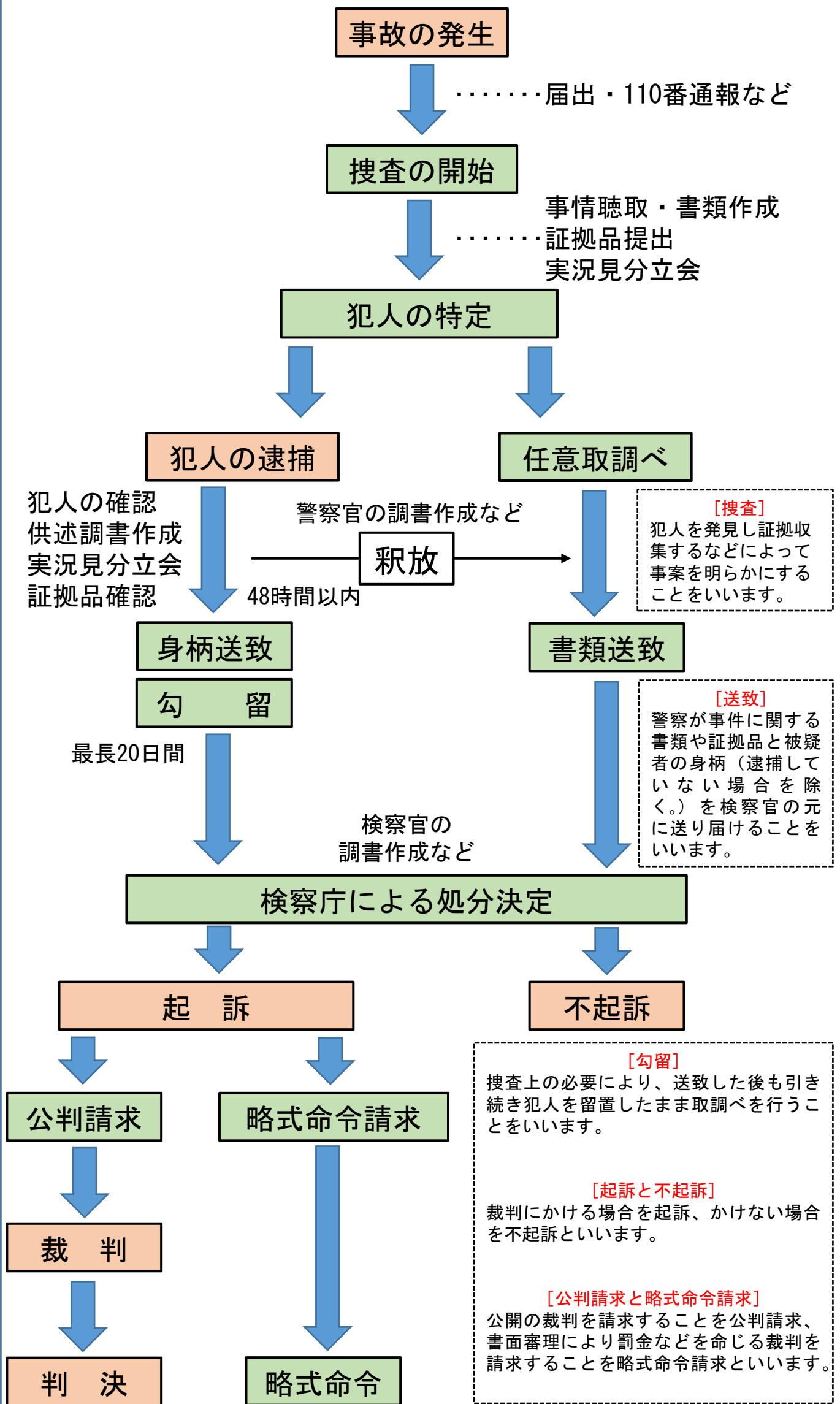
【担当捜査員】

警察署（隊）

電話

（内線 ）

刑事手続きの概要について



お願い

被害者やご家族の方には、捜査のため次のようなお願いをすることがありますので是非ともご協力をお願いします。

● 事情聴取

捜査員が事故状況などについて、被害者やご家族から事情をうかがいます。

● 証拠品提出

被害者の着衣や所持品などは、被害を裏付ける証拠品として提出していただくことがあります。

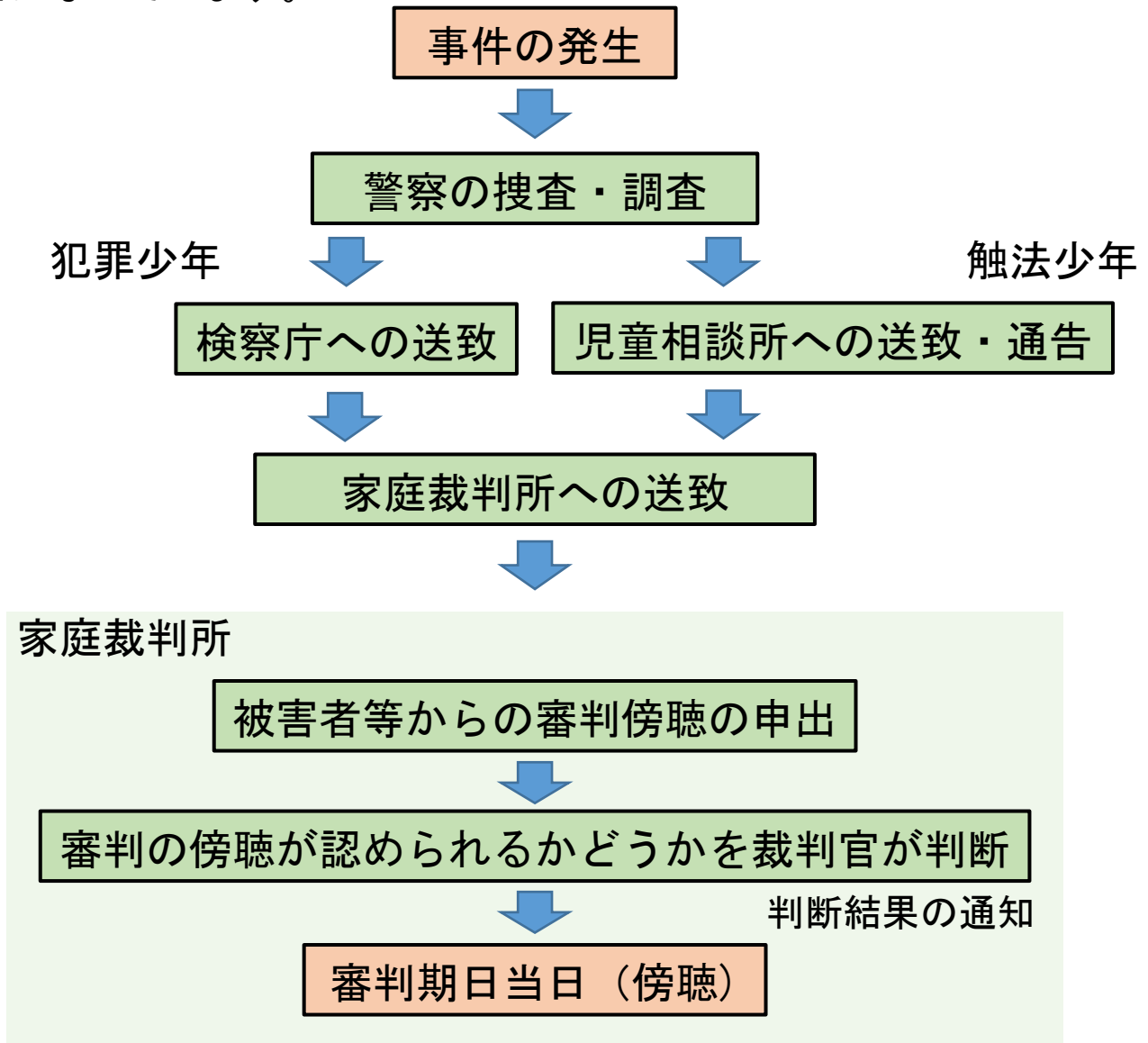
● 実況見分の立会い

事件によっては、事故現場での状況説明に立ち会っていただく場合があります。

被害者等による少年審判傍聴制度

◇ 制度の概要

少年審判における犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るため、殺人等一定の重大事件の被害者等から申出がある場合に、加害少年の年齢や心身の状態等の事情を考慮して、健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときは、少年審判を傍聴することができることになっています。



◇ 対象事件

少年の故意の犯罪行為や交通事故（過失運転致死傷）などによって被害を受けた方が亡くなってしまったり、生命に重大な危険を生じる傷害を負った事件の被害者等が対象となります。

◇ 申出ができる方

少年の故意の犯罪行為や交通事故（過失運転致死傷）などによって、

- (1) 被害を受けた方が亡くなった場合
亡くなった方のご遺族
(配偶者、直系親族（被害を受けた方の親や子など）、兄弟姉妹)
- (2) 被害を受けた方が生命に重大な危険を生じる傷害を負った場合
 - ① 被害を受けた方
 - ② 被害を受けた方の法定代理人（親権者など）
 - ③ 被害を受けた方が重い病気やけがにより傍聴することが難しい場合は、被害を受けた方の配偶者、直系親族、兄弟姉妹

◇ 申出ができる期間

- (1) 事件が家庭裁判所に送られた後、申出ができます。
- (2) 審判の傍聴が認められたかどうかについては家庭裁判所から通知されます。

犯罪被害者等が 刑事裁判に参加する制度

◇ 制度の概要

刑事裁判に犯罪被害者等の意見をより反映させるため、一定の事件の被害者やご家族等の方々が、刑事裁判に参加して、公判期日に出席したり、被告人質問などを行うことができるという制度です。

◇ 対象事件

殺人、傷害などの故意の犯罪行為により、人を死亡させたり傷つけた事件や、強制性交等・強制わいせつの罪、逮捕・監禁、略取・誘拐の罪、過失運転致死傷など、生命、身体、自由に関する罪が対象となります。

◇ 申出ができる方

被害者または被害者が死亡した場合や、心身に重大な故障がある場合における配偶者、祖父母・父母・子などの直系親族、兄弟姉妹です。裁判所から刑事裁判への参加を許可された犯罪被害者等を被害者参加人といいます。

◇ 申出ができる期間

事件が起訴された後であればいつでも参加の申出をすることができます。

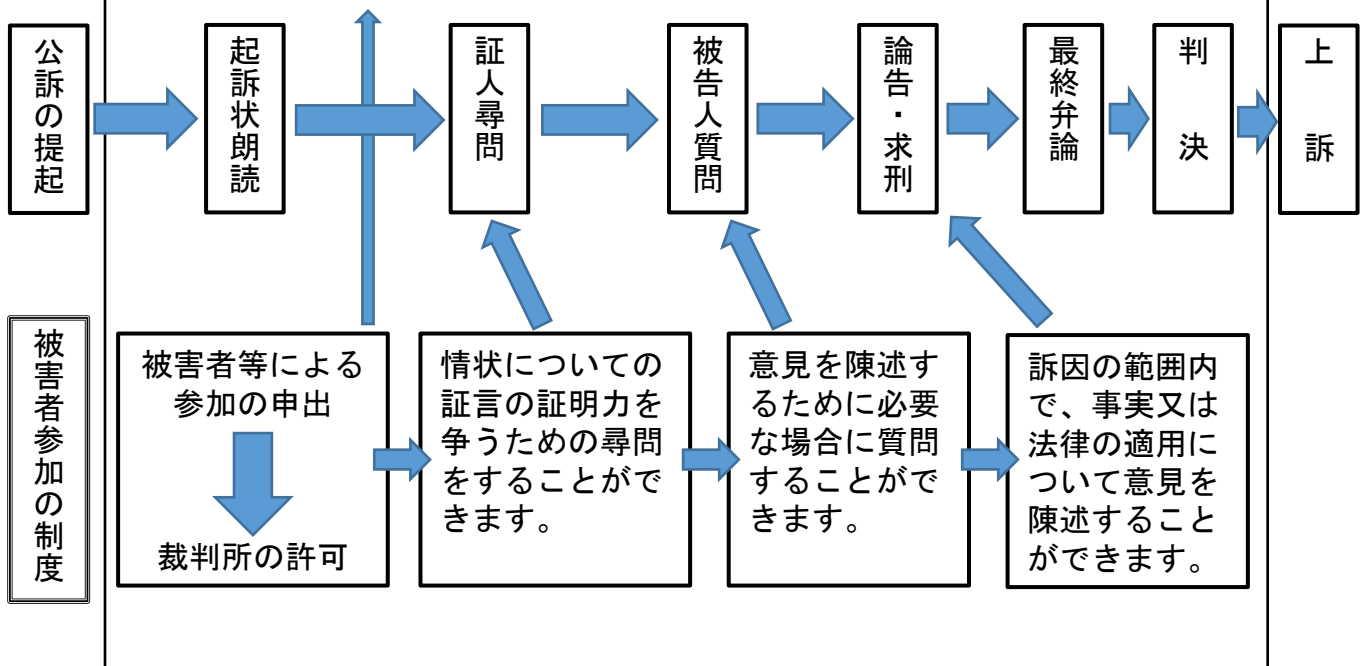
◇ 参加の手続

被害者やご遺族等の方々から、刑事裁判への参加について、事件を担当する検察官に申し出てください。申出を受けた検察官は、被害者が刑事裁判に参加することに対する意見を付して裁判所に通知します。

※ 被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方には、国から旅費等が支給されます。

刑事裁判の手続き

- 公判期日に出席することができます。
- 被告事件についての刑訴法上の検察官の権限の行使に関し、意見を述べ、説明を受けることができます。



被害者参加人のための国選弁護制度

刑事裁判への参加を許可された被害者参加人が、刑事裁判への参加を適切かつ効果的に行うため、資力が乏しい場合であっても、弁護士の援助を受けられるよう、日本司法支援センター（法テラス）を通じて、国が弁護士報酬及び費用を負担する制度です。

損害賠償命令制度

殺人、傷害、危険運転致死傷などの故意の犯罪行為により、人を死亡させたり、傷つけた事件などの被害者又はその相続人などの方は、刑事事件の係属する地方裁判所に損害賠償請求の申立てをしますと、その裁判所は、刑事事件の判決をした後に、刑事手続の成果を利用して、民事の請求について、原則として4回以内の審理を行って損害の賠償を命ずる制度です。

保険請求の手続きはどうすればいいの？

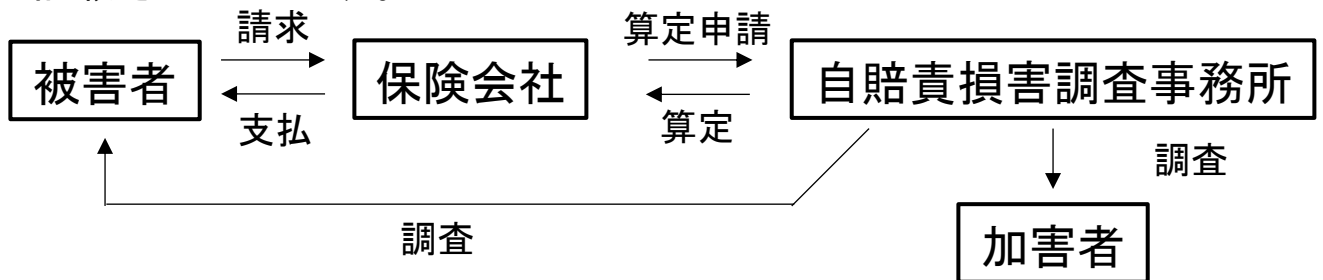
損害賠償請求は、民事訴訟法などに基づく手続きですので、警察は直接関与できませんが、交通事故の補償には、自賠責保険（自賠責共済）と任意保険の制度があります。

自賠責保険

被害者やそのご家族の保護を図る目的で、自動車の所有者などに加入が義務づけられている保険です。

■ 被害者請求

被害者やご家族の方から、直接、事故の相手方（加害者側）の自動車について契約している自賠責保険会社に対して損害賠償額の支払いを請求することができます。相手方の保険会社は事故証明書に記載されています。



■ 自動車損害賠償保障事業

ひき逃げ事故など、相手方が判明しない場合や無保険車による事故の場合、政府が相手方に代わって自賠責保険に準じた保障をする事業です。請求手続は、自賠責保険を扱っている保険会社などであればどの窓口でも受け付けています。

■ 自賠責保険の損害賠償法定限度額

- 死亡・・・3,000万円
- 後遺障害・・・75万円～3,000万円
※ 介護を要する場合の上限は4,000万円
- 傷害・・・120万円

■ 必要書類

損害賠償額支払請求書、交通事故証明書、診断書、診療報酬明細書、事故発生状況報告書、休業損害証明書などです。

詳しくは保険会社におたずね下さい。

■ 自賠責保険相談先

自賠責保険への請求に関する一般的な相談や、自賠責保険の損害賠償に関する質問は、下記へお問い合わせ下さい。

- 損害保険料率算出機構 自賠責保険の請求相談フリーコール
フリーダイヤル 0120-911-281

任意保険

自賠責保険（自賠責共済）で補いきれない損害を補償する保険で自賠責保険と同様に加害者側の損害保険会社などに対して、被害者側から請求することができます。

警察による被害者連絡制度

警察では、被害者やご家族（ご遺族）の方の疑問にお応えするため、次のような情報を可能な限り提供させていただくことにしております。

- 事故の相手方に関する事
住所、氏名、年齢など
- 事故の相手方の処分に関する事
 - 逮捕、釈放の有無
 - 捜査状況
 - 送致先検察庁
 - 勾留期間が満了した場合、起訴不起訴などの処分結果及び起訴された裁判所
- その他
事故の相手が少年の場合は、おおむね上記に準じた情報提供を行いますが、内容などに若干違いがあります。

事故のことを思い出したくないなどの理由で連絡が不要な場合は、捜査員にお伝えください。

検察庁による被害者等通知制度など

神戸地方検察庁には、被害者や参考人などに対し、できる限り事件の処分結果などに関する情報を提供する「被害者等通知制度」があります。また、被害者やそのご遺族の負担や不安をできるだけ和らげるため「被害者支援員」を配置し、各種支援活動を行っています。

- 被害者等通知制度
 - 対象
 - ・ 被害者、その親族又は婚約者など、親族に準ずる方
 - ・ 目撃者など参考人の方
 - 内容
 - ・ 事件の処理結果（公判請求、略式請求、不起訴など）
 - ・ 裁判を行う裁判所及び裁判が行われる日
 - ・ 裁判結果や犯人の身柄の状況
 - 方法
書面または口頭でお知らせします。
- 問い合わせ先
神戸地方検察庁被害者ホットライン
(078) 367-6135

各種の援助・救済制度

■ 兵庫県警察による経済的支援

対 象	内 容
司法解剖後の遺体修復及び搬送制度	司法解剖を実施した後のご遺体の修復費用や、自宅等への搬送費用を公費で負担します。
司法解剖に伴う死体検案書料の補助制度	司法解剖を実施した場合、死体検案書料を公費で負担します。 (死体検案書1通分)

※ 詳しくは事故取り扱い警察署へお問い合わせ下さい。

■ 各種援助・救済機関が行うもの

名 称	内 容
(独) 自転車事故対策機構 (NASVA: ナスバ)	自動車事故により保護者の方が亡くなられたり、重い後遺障害が残った方の中学校卒業までの子弟に対する交通遺児等貸付(無利子)、後遺障害保険金(共済金)一部立替貸付などの貸付制度と、介護を要する重度後遺障害をお持ちの方に介護料を支給しています。 また、脳に重度の後遺障害が残った方の失われた機能を回復させる目的で療護施設(病院)の設営・運営を行っています。 詳しくは下記へお問い合わせ下さい。 ● (独) 自転車事故対策機構 03-5608-7560
(公財) 交通遺児等育成基金 年金方式による育成給付金の支給	交通遺児(満16歳未満)が損害賠償金などの中から拠出金を払い込んで加入すると、この資金に国、民間からの援助金を加えて交通遺児が満19歳に達するまで育成給付金を給付するものです。 詳しくは下記へお問い合わせください。 ● (公財) 交通遺児等育成基金 0120-16-3611
(公財) 交通遺児育英会	交通遺児や交通事故により、重度障害が残った方の子弟に奨学金(無利子)の貸与事業を行っています。貸与対象は父親又は母親を交通事故で失い、日本の学校に通学する高校生、短大生、大学生などです。 詳しくは下記へお問い合わせ下さい。 ● (公財) 交通遺児育英会 0120-521286

■ 税法上の救済制度

交通事故により、身体に障害を負われた方などは、以下の税法上の救済が認められる場合があります。

名 称	内 容
医療費控除	医療費から支給を受けた保険金などを減じた金額につき控除が受けられます。
障害者控除	本人や扶養家族などが障害者に該当する場合、27万円の障害者控除が受けられます。 (重度障害がある場合は40万円)
寡婦(夫)控除	納税者本人が夫(妻)と死別した場合、27万円の寡婦(夫)控除が受けられます。

※ お近くの税務署にお問い合わせ下さい。

交通事故に関する相談窓口

■ 各種法人相談窓口

相談窓口	電話番号
ナスバ交通事故被害者ホットライン 9：00～17：00(土・日・祝日・年末年始を除く)	0570-000738
法テラスコールセンター(犯罪被害者支援ダイヤル) 平日9：00～21：00/土曜9：00～17：00	0570-079714

■ 警察の相談窓口

相談窓口	電話番号
県下警察署交通事故相談窓口	各警察署の電話番号
警察相談専用電話	078-361-2110(直通)

■ 兵庫県の相談窓口

相談窓口	電話番号
兵庫県交通事故相談所 本所	078-360-8521(直通)
兵庫県交通事故相談所 姫路支所	079-281-9300(直通)
兵庫県交通事故相談所 豊岡支所	0796-23-8008(直通)

■ (公財)日弁連交通事故相談センターの窓口

相談窓口	電話番号
本 部	03-3581-4724(代表)
神 戸	078-341-1717(予約)
阪 神	06-4869-7613(予約)
明 石	078-918-5002(予約)

■ 心の悩み相談窓口

相談窓口	電話番号
兵庫県こころのケアセンター トラウマ・PTSDなどに関する相談 (電話・予約制面接)	078-200-3010(代表) 火～土9：00～12：00/13：00～17：00
公益社団法人ひょうご被害者支援センター	078-367-7833(直通)
兵庫県警察被害者支援室 (通称：サポートセンター)	0120-338-274

交通事故証明書

交通事故証明書とは、交通事故が起きたことを証明する文書で、損害賠償手続きや共済の見舞金の請求、育英資金を借りる際の添付書類などとして使われます。

■ 証明書を発行する機関

- ・ 自動車安全運転センター兵庫県事務所
- ・ 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号警察本部庁舎内
- ・ 078-351-7882

■ 申し込み方法

- ・ 交通事故の当事者などの申請に基づいて発行します。
- ・ 申請用紙は、センター事務所や警察署、交番にあります。
- ・ 直接センター窓口で申し込むか、郵便振替ができます。
- ※ 郵便振替の場合、お届けまでおよそ2週間かかります。
- ・ 申し込みは全国どこで発生した事故でも最寄りのセンター事務所で受け付けます。